

大和村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月
大和村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

本村においては、これまで「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、「在校等時間の上限に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないように、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。((参考)「指針」第1章 総則 第1節 趣旨)

大和村の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本村の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本村の現状

本村では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」(以下「規則」という)を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、管理職研修会において参加者による協議を実施するなど、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上、業務改善に効果のあった取組等の情報共有、校務支援ソフト等の導入による業務の効率化、村教委主催の行事の精選、部活動休養日の設定を実施してきました。

その成果として、各学校では、会議の効率化、行事や業務の精選など、退庁時間を意識した取組が進んでいる一方で、限られた職員が多岐にわたる校務分掌を担当しなければならない状況から、いまだ月45時間を超える教職員が一定数存在していることや、校種や職種によって差が見られることから、課題に応じた更なる取組が必要で

あると考えています。

本村における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合		月 80 時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	44.5%	31.9%	0%	3.8%
下半期	32.8%	27.3%		

時間外の在校等時間が月 45 時間を上回る教職員の割合は、上半期で小学校の 4 割強、中学校で 3 割強、下半期では小学校 3 割強、中学校で 3 割弱となっています。下半期になるとその割合は減少していますが、年度初めにおいては、時間外在校時間が多くなる傾向が見られます。一方、月 80 時間を上回る割合については、中学校でわずかに見られる程度まで減少しました。校種、また、職種によっても状況に差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。特に課題が大きいのは、教頭、教頭不在の学校の校長で、改善を図っていく必要があります。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかねばなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づいて、本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標(【 】内は令和6年度の数値)

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にします。
【63%】
- 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。
【360 時間以下の割合 46.2%】
- 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。
【32.7 時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (【 】内は令和7年度の数値)

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。 【12.9 日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下とします、【10.3%】
- ストレスチェックにおける健康リスクの値を 75 以下とします。【77】
- ストレスチェックにおける「働きがい」「仕事や生活の満足度」のストレス負荷値を業種平均より下回るようにします。【どちらの結果も評価結果は下回る】

- 子育て目的の休暇等の取得を促進します。
 - ・ 育児休業取得者数割合を、女性職員 100%、男性職員（1 週間以上の取得率）85%とします。
 - ・ 男性職員の出産補助休暇及び産前・産後休暇の年間取得者数割合を 100%とします。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

（ただし、年度ごとに実現すべき取組内容や達成状況を確認し、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっているか確認。）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として以下の(1)から(3)の内容に取り組みます。

(1)は、国が「指針」の中で示している、「学校又は教師の業務の 3 分類」（「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」）を踏まえ、優先的・重点的に取り組む事項です。

(2)は、各学校における措置の推進を通じて業務の適正化を図る事項、(3)は、教職員の健康及び福祉を確保するために取り組む事項です。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- ・ 学校運営協議会や地域 P T A などを通じて、地域住民や保護者、スクールガードによる通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域住民が行っている見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 校外生徒指導連絡会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和 8 年度予算を目処に公会計化を実現します。
- ・ P T A 会費等の学校徴収金について、郵便局口座振替で一括管理できるよう支援します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 学校と地域が協働で行う活動について、連絡調整等を学校運営協議会委員、地域ボランティア等が行うなどの連携を推進します。

- (オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・ 教育委員会が窓口となり、首長部局とも連携して直接苦情等に対応するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答
- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
 - ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
 - ・ 調査回答の入力・集約を担当する支援員(業務支援員)を配置します。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・ 全ての学校にICT支援員を配置し、教職員の負担を軽減します。
- (ウ) 体育館等の施設・設備の管理、校舎の解錠・施錠
- ・ 教頭等、特定の職員に集中することがないよう、職員の役割分担の見直しを推進します。
- (エ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・ 校庭・体育館・廊下等での見守りを担うスタッフ(業務支援員)を配置します。
 - ・ 児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成し、各学校に提供します。
- (オ) 校内清掃等
- ・ 校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲の見直しなど校内清掃のあり方を見直します。
 - ・ 樹木の剪定や草刈りについては学校の要望等を聞きながら、教育委員会で予算措置し、適宜実施します。
- (カ) 部活動
- ・ 国が示すガイドラインを踏まえ、すべての部活動において原則週2日以上部活動休養日など、適切な休養日等を設定するよう促します。
 - ・ 令和10年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備
- ・ 給食の時間における対応や授業準備、学習評価や成績処理を補助する教員業務支援員を令和8年度から順次、配置拡大等を検討します。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- (イ) 学校行事の準備・運営
- ・ 地域・保護者・地域団体との協働体制を構築する支援を行います。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校1年では年間956単位時間以上、小学校2年では年間1,016単位時間以上、小学校3年では年間1,051単位時間以上、小学校第4学年以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 年度当初の準備に係る負担を減らし、児童生徒等への個に応じた指導等の充実を図るため、学年始休業日を延長するなどの取組を促進します。
- ・ 学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を促進します。
- ・ アドバイザーと相談しながら、クラウド等を活用した校務DXを推進し、業務の効率化を図ります。
- ・ 職務経験が少ない教職員が適切な支援や助言を得られるよう、校務分掌の在り方や担当する授業時数などについて総合的に配慮するとともに、ワークショップ型の校内研修の実施など、コミュニケーションを図りやすい職場環境の整備を促進します。
- ・ 年次別研修の内容や方法等の改善を図ります。
- ・ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実、メンタルヘルス等の保持増進をテーマにした研修会を行い、意識改革を図っていきます。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校で活用します。
- ・ 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものになるよう支援を行います。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 学校における定時退校日を原則週1回以上設定します。

- ・ 年次有給休暇の取得について、管理職に取得促進の趣旨を周知するとともに、年間を通じて休暇取得を段階的に促したり、学期ごとに教職員等から休暇取得計画表を提出させたりするなど、計画的な年次有給休暇のより一層の取得促進を図ります。また、ゴールデンウィーク期間、夏季等における連続休暇の取得を促進します。
- ・ 8月11日～17日を学校行事等を実施しないリフレッシュウィークとします。また、リフレッシュウィーク期間に原則5日間以上（週休日、休日を含む）の学校閉庁日を設定します。
- ・ 終業から始業まで、一定時間以上の継続した休息時間の確保について、11時間を目安として確保できるよう取組を進めます。
- ・ 早出遅出勤務など柔軟な働き方について積極的に促進します。
- ・ 教職員等のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの受検率100%を目指します。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。
- ・ 教職員の悩み、不安等、心身の健康問題について医師による相談窓口を設置します。
- ・ 学校保健安全法第15条に基づく教職員等の健康診断を、毎学年定期に実施します。
- ・ 各学校において、衛生管理者等及び産業医を選任するとともに、衛生委員会等を開催するなど、教職員等の健康障害の防止に努めます。
- ・ 教職員の健康及び福祉を確保するため、首長部局との連携を図ったり、外部有識者を含む会議体を設置したりするなど、働き方に関する専門的な助言を求める体制の構築に努めます。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、総括安全衛生委員会、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本村で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、

教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。